

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則新旧対照表

現行		改正案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
1 舞台設備		1 舞台設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
平台(足箱を含む。)	1式 <u>500円</u>	平台(足箱を含む。)	1式 <u>510円</u>
金屏風 ^{びょう}	1双 <u>1,200円</u>	金屏風 ^{びょう}	1双 <u>1,230円</u>
反響板	1式 <u>4,100円</u>	反響板	1式 <u>4,220円</u>
		備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。	
2 照明設備		2 照明設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
基本照明装置	1式 <u>2,000円</u>	基本照明装置	1式 <u>2,060円</u>
アッパーホリゾントライト	1式 <u>600円</u>	アッパーホリゾントライト	1式 <u>620円</u>
ローアホリゾントライト	1式 <u>900円</u>	ローアホリゾントライト	1式 <u>930円</u>
センターピンスポットライト	1台 <u>1,600円</u>	センターピンスポットライト	1台 <u>1,640円</u>
エフェクトマシン	1式 <u>700円</u>	エフェクトマシン	1式 <u>720円</u>
ミラーボール	1台100円	ミラーボール	1台100円
		備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。	
3 音響設備		3 音響設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
基本音響装置	1式100円	基本音響装置	1式100円
はね返しスピーカー	1式 <u>200円</u>	はね返しスピーカー	1式 <u>210円</u>
ワイヤレスマイクロホン	1本100円	ワイヤレスマイクロホン	1本100円
コンデンサーマイクロホン	1本100円	コンデンサーマイクロホン	1本100円
		備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。	
4 その他の附属設備		4 その他の附属設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
フルコンサートグランドピアノ	1台 <u>3,900円</u>	フルコンサートグランドピアノ	1台 <u>4,010円</u>
グランドピアノ	1台 <u>700円</u>	グランドピアノ	1台 <u>720円</u>

OHP	1台 <u>400円</u>
OHC	1台 <u>600円</u>
16ミリ映写機	1台 <u>2,000円</u>
液晶プロジェクター大	1台 <u>1,300円</u>
調理台	1台 <u>200円</u>

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。

別表第2(第2条関係)

1 舞台設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
平台(足箱を含む。)	1式 <u>500円</u>
金 ^{びょう} 屏風	1双 <u>1,200円</u>
反響板	1式 <u>4,100円</u>

2 照明設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式 <u>1,400円</u>
基本照明装置(北コミュニティセンターIST Aはばたきの小ホールに係るもの)	1式 <u>1,500円</u>
基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式 <u>2,000円</u>
アッパーホリゾントライト	1式 <u>600円</u>
ローアホリゾントライト	1式 <u>900円</u>
センターピンスポットライト	1台 <u>1,600円</u>
ピンスポットライト	1台 <u>1,600円</u>
エフェクトマシン	1式 <u>700円</u>
ミラーボール	1台 <u>100円</u>

OHP	1台 <u>410円</u>
OHC	1台 <u>620円</u>
16ミリ映写機	1台 <u>2,060円</u>
液晶プロジェクター大	1台 <u>1,340円</u>
調理台	1台 <u>210円</u>

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。
- この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2(第2条関係)

1 舞台設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
平台(足箱を含む。)	1式 <u>510円</u>
金 ^{びょう} 屏風	1双 <u>1,230円</u>
反響板	1式 <u>4,220円</u>

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

2 照明設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式 <u>1,440円</u>
基本照明装置(北コミュニティセンターISTAはばたきの小ホールに係るもの)	1式 <u>1,540円</u>
基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式 <u>2,060円</u>
アッパーホリゾントライト	1式 <u>620円</u>
ローアホリゾントライト	1式 <u>930円</u>
センターピンスポットライト	1台 <u>1,640円</u>
ピンスポットライト	1台 <u>1,640円</u>
エフェクトマシン	1式 <u>720円</u>
ミラーボール	1台 <u>100円</u>

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 音響設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式200円
ワイヤレスマイクロホン	1本100円
コンデンサーマイクロホン	1本100円

4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
フルコンサートグランドピアノ	1台3,900円
コンサートグランドピアノ	1台1,200円
グランドピアノ	1台700円
OHP	1台400円
OHC	1台600円
16ミリ映写機	1台2,000円
液晶プロジェクター大	1台1,300円
液晶プロジェクター小	1台200円
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,700円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,200円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,300円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,700円
電気窯大(素焼きの場合)	1台2,600円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,500円
電気窯(七宝焼窯用)	1台300円
調理台	1台200円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合

3 音響設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式210円
ワイヤレスマイクロホン	1本100円
コンデンサーマイクロホン	1本100円

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
フルコンサートグランドピアノ	1台4,010円
コンサートグランドピアノ	1台1,230円
グランドピアノ	1台720円
OHP	1台410円
OHC	1台620円
16ミリ映写機	1台2,060円
液晶プロジェクター大	1台1,340円
液晶プロジェクター小	1台210円
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,750円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,260円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,340円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,750円
電気窯大(素焼きの場合)	1台2,670円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,600円
電気窯(七宝焼窯用)	1台310円
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合

計3本目から利用料金を徴収する。

別表第3(第3条関係)

附属設備	1回当たりの利用料金の額
OHC	1台 <u>600円</u>
液晶プロジェクター小	1台 <u>200円</u>

備考 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

別表第4(第4条関係)
(平25規則1・一部改正)

附属設備	1回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1組 <u>400円</u>
バレーボール用具	1組 <u>400円</u>
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組 <u>200円</u>
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組 <u>200円</u>
卓球用ボールスタンド	1台 <u>50円</u>
ハンドボール用具	1組 <u>400円</u>
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組 <u>200円</u>
電光掲示板	1基 <u>1,000円</u>
計時タイマー	1台 <u>200円</u>
放送設備	1式 <u>1,000円</u>
綱引き用具	1式 <u>400円</u>
プール更衣ロッカー	1回 <u>50円</u>
シャワー(生駒市小平尾南体育館に係るものを除く。以下同じ。)	1回 <u>100円</u>

備考

計3本目から利用料金を徴収する。

4 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3(第3条関係)

附属設備	1回当たりの利用料金の額
OHC	1台 <u>620円</u>
液晶プロジェクター小	1台 <u>210円</u>

備考

1 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

2 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第4(第4条関係)
(平25規則1・一部改正)

附属設備	1回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1組 <u>410円</u>
バレーボール用具	1組 <u>410円</u>
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組 <u>210円</u>
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組 <u>210円</u>
卓球用ボールスタンド	1台 <u>50円</u>
ハンドボール用具	1組 <u>410円</u>
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組 <u>210円</u>
電光掲示板	1基 <u>1,030円</u>
計時タイマー	1台 <u>210円</u>
放送設備	1式 <u>1,030円</u>
綱引き用具	1式 <u>410円</u>
プール更衣ロッカー	1回 <u>50円</u>
シャワー	1回 <u>100円</u>

備考

- 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。

- 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。
- 3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。